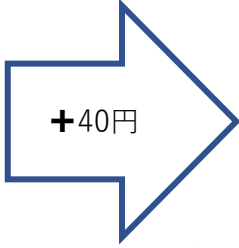




入院時の食事療養費の改定について（お知らせ）

日頃より当院へのご理解とご協力いただきまして誠にありがとうございます。
厚生労働省より令和8年6月1日から入院時食事療養費の費用（入院中の食費）に関する改正がありました。

入院時の食費について、令和6年度診療報酬改定において、食費基準額が引き上げられましたが、食材費等の高騰は更に続いており、医療の一環として提供されるべき食事の質を確保する観点から、下記表のとおり更に1食当たりの金額が引き上げられることになりました。

今後も患者さんに安心して療養いただける環境づくりに努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

入院時の食事療養の標準負担額（患者負担分）				
所得区分		令和8年5月31日まで		令和8年6月1日から
70歳未満	70歳以上			
区分ア	現役並みⅢ	1食につき 510円		1食につき 550円
区分イ	現役並みⅡ			
区分ウ	現役並みⅠ			
区分エ	一般			
区分オ	低所得Ⅱ	1食につき240円		1食につき270円
	低所得Ⅰ	1食につき110円		1食につき130円

（注1）得区分によって医療費の自己負担金や食事療養負担額が定められています。

（注2）費医療（難病）等により、負担金額が異なる場合があります。